ロ　有尾目	
(1)　おおさんしょううお科	
1　*Andrias*属（オオサンショウウオ属）全種	
五　条鰭亜綱	
（略）	

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
三　両生綱	
イ　有尾目	
(1)　おおさんしょううお科	
1　*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物	
四　条鰭亜綱	
（略）	
五　昆虫綱	
（略）	

（新設）

五　条鰭亜綱
（略）

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
（新設）	
三　条鰭亜綱	
（略）	
四　昆虫綱	
（略）	

附　則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百一号）の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十六号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許）	（運転免許）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。	４　前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）